令和８年度

おいらせ町農業委員会

第６回 総会議事録

期日　令和　８年　９月１１日

場所　おいらせ町役場分庁舎

第６回おいらせ町農業委員会総会

１．場　　所　　おいらせ町役場分庁舎　４０２会議室

２．開会期日　　令和　８年　９月　１１日（金）午後　４時５９分

３．閉会日時　　令和　８年　９月　１１日（金）午後　５時２０分

４．出席委員

１番　上久保　辰視　君	２番　袴田　光雄　君	３番　岩﨑　仁　君
４番　吉田　良紀　君	５番　柏崎　幸子　君	６番　日ヶ久保　浩幸　君
７番　立花　友彦　君	８番　田中　正幸　君	９番　玉川　　勉　君
１０番　松林　一弥　君	１１番　久慈　弘子　君	１２番　日ケ久保　亨　君
１３番　沼舘　廣志　君	１４番　松林　勝智　君	

５．欠席委員

なし

６．会議に付した事件

（１）報告第 16 号　農地法第３条の３の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について

（２）報告第 17 号　地目変更登記にかかる照会に対する回答について

（３）報告第 18 号　農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について

（４）議案第 16 号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

（５）議案第 17 号　農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について

７．会議録署名委員

４番　吉田　良紀　君、５番　柏崎　幸子　君

８．会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会　局長　柏崎　勝徳　　次長　木村　英樹　　主幹　野崎　広典

９．書　　記　　主幹　野崎　広典

開会　午後４時５９分

	（修　礼）
議　　長	ただ今から令和８年度第６回定例総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、１４名中　１３名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第２８条第３項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	ご異議なしと認め、４番　吉田　良紀 委員、５番　柏崎　幸子 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第１６号「農地法第３条の３の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 （柏崎事務局長）	はい。それでは、報告第１６号についてご説明いたします。 議案書の１－１から１－４ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりであります。 以上で議案の説明を終わります。

議　　長	はい。事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第１６号について、皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 （質疑・意見なし）
議　　長	特にないようですので、報告第１６号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第１７号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 （柏崎事務局長）	はい。それでは、報告第１７号についてご説明いたします。 議案書の２ページと、資料１及び資料２をご覧ください。 照会は２件であり、内容については記載のとおりであります。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。
議　　長	はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 （質疑・意見なし）

議　　長	特にないようですので、報告第１７号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第１８号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 （柏崎事務局長）	はい。それでは、報告第１８号についてご説明いたします。 議案書の３－１から３－２２ページをご覧ください。 令和８年７月総会で決定した６６件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものであります。 以上で説明を終わります。
議　　長	はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
１３番 （沼舘委員）	はい、１３番　沼舘です。 ３－２１ページでですね、再配分というものがあります。そこで「利用権を設定する者」が斜線になっておりまして「利用権の設定を受ける者」の名前がついていますけども、これは受ける人がいて、設定する人がいないということですか。
事 務 局 （木村事務局次長）	はい、議長。それでは、沼舘委員の質問に回答します。 既に借りている「利用権の設定を受ける者」、例えば３－２１番号６１番　この方、日ヶ久保委員ですけども。ここを再度借りるということで、契約、中間を通して再配分で借りるということでの表記、記載となってお

	ります。
議　　長	よろしいですか。
１３番 （沼舘委員）	ということはですね、「設定する利用権」の種類の所に、「新規」とありますが、これ「新規」ではないんじゃないですか。前やっているならもう新規じゃない、再びとなっていることになると思う。新規、新規とこれまた新しくまた借り直したということですか。
事務局 （木村事務局次長）	はい、お答えいたします。 令和７年４月１日から、法改正に伴って中間管理機構を通して（契約を）行うということで、その前には農業委員会での貸借を結んでいたので、それを中間（管理機構）を通して借りることで「新規」という表記になっております。
１３番 （沼舘委員）	わかりました。
議　　長	よろしいですか。あと、ございませんでしょうか。 （質疑・意見なし）
議　　長	特にないようですので、報告第１８号は報告済みとさせていただきます。 次に議案事項に入ります。

	議案第１６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 （柏崎事務局長）	はい。それでは議案第１６号についてご説明いたします。 議案書の４ページと資料３及び資料４をご覧ください。 番号１の権利の内容は所有権移転です。 譲渡人は　　、譲受人は　　。 土地の所在は、下屋敷の畑　１筆、面積は３７０平方メートルです。用途、転用の事由は、駐車場の整備となっております。 以上で説明を終わります。
議　　長	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。
9　　番 （玉川委員）	はい。それでは、調査の結果について説明します。 番号１の申請地は、駐車場の整備です。汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ処理します。周辺農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。
議　　長	はい。調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

事　務　局 （柏崎事務局長）	はい。それでは、農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 番号１の農地区分は、１０ha 以上の集団の農地であることから、第１種農地と判断しました。 申請者は、建設業を営んでおり、既存事務所の作業場、資材置き場の敷地が手狭になってきたため、新たに駐車場を設けることとしました。周辺地で代替地も検討しましたが、条件が折り合わず、本農地の申請に至ったものです。 不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。 以上で説明を終わります。
議　　長	はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。よろしいですか。 （質疑・意見なし）
議　　長	質疑なしと認め、議案第１６号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	ご異議なしと認め、議案第１６号は原案どおり決定いたします。 議案第１７号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。

事 務 局 （柏崎事務局長）	はい。それでは、議案第１７号についてご説明いたします。 議案書の５－１から５－１４ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和８年８月１８日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。 内容は、使用貸借権が８件、賃借権が２件、使用貸借の再配分が１５件、売買が２件となっております。これにより集積される農地は１５４筆で、合計面積は、１９１，６０１平方メートル（１９．１ヘクタール）となります。 計画の内容につきましては、機構法第１８条第５項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議　　長	はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 はい、ありませんでしょうか。 （質疑・意見なし）
議　　長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。

	以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで第６回おいらせ町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会　午後　５時２０分

この会議録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証明するためここに署名押印する。

おいらせ町農業委員会

○ 議 長　松林勝利

○ 4 番　吉田良紀

○ 5 番　柏崎幸子